

## 別紙

### 仕様書

#### 1 調達物品及び予定数量等

- (1) 調達物品名 高知県警察本部庁舎で使用する電気
- (2) 契約電力 818KW、契約上使用できる最大電力（キロワット）をいい、30分最大電力計により計測される最大需要電力が原則としてこれを超えないものとする。
- (3) 年間予定使用電力量 別記のとおり
- (4) 供給期間 令和4年1月1日0時00分から令和4年12月31日24時00分まで
- (5) 供給場所 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部
- (6) 業種及び用途 官公署（事務所）
- (7) 契約期間における予定力率 100%

#### 2 高知県警察本部の受電設備等

- (1) 受電電気方式、受電電圧、計量電圧、周波数、受電方式
  - ア 受電電気方式 交流3相3線式
  - イ 受電電圧（標準電圧） 6,000V
  - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
  - エ 標準周波数 60Hz
  - オ 受電方式 常時1回線受電
  - カ 蓄熱設備 有
- (2) 電力量等の検針  
電力会社の既設遠隔自動検針装置
- (3) 需給地点及び電気工作物の財産分界点

四国電力送配電株式会社が施設した引込線と高知県が施設した区分開閉器の電源側接続点とする。ただし、取引用計量装置は四国電力送配電株式会社の所有である。

(4) 保安上の責任分界点

(3)に同じ。ただし、取引用計量装置は四国電力送配電株式会社がその保安の責めを負う。

(5) その他

ア 蓄熱式負荷設備（蓄熱空調システム）110KW を有しており、蓄熱式負荷設備（蓄熱空調システム）で使用する電気の計量電圧は、6000Vである。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は有していない。

3 高知県警察本部の要求要件

(1) 供給期間中、当施設の設備等を利用し、安定した電気の供給が可能であること。ただし、当該設備等に改修及び改善等が必要であるときは、協議すること。

(2) 障害等が発生した場合に迅速に対処できる体制を有すること。

(3) この仕様書及び契約書に定めのないその他の供給条件については、四国地区のみなし小売電気事業者が公表している電気供給条件（高圧・特別高圧）及び主契約料金表により取り扱うものとする。